

本学における廃棄物処理方法について

各教室における廃棄物の処理方法を、廃棄物処理法に基づき下記のようにお願い致します

1 廃棄物の分類について

(1) 感染性及び毒物廃棄物（特別管理産業廃棄物）

産業廃棄物のうち爆発性・毒性・感染性のあるもの

ア 注射針、メス、カミソリ、はさみ、縫合針、アンプル等の鋭利なもの

イ 血液及び体液が付着したもの 手術用手袋、ガーゼ 等

ウ 実験動物に使用した注射器

(2) 非感染性廃棄物（産業廃棄物）

ア ガラス製品 バイアル、試験管、シャーレ、薬品瓶 等

イ プラスチック及びゴム製品 実習に使用した注射器、輸液セット、薬剤製剤の空容器、カテーテル、ディスポーザブル手袋 等

2 廃棄物処理方法について

(1) バイオハザードマークの表示のある専用廃棄物容器とビニール袋を上記廃棄物を生じる教室及び実習室に配置する。

(2) 専用廃棄物容器を使用する教室等は廃棄方法を室内に明示し、一般ゴミと区別する。

(3) 上記の廃棄物の**(1)感染性及び毒物廃棄物**はバイオハザードマークの表示のある専用の容器に入れ、回収時迄各教室で保管する。

注射器等、廃棄前に洗浄・消毒の必要性なし

※ **注意!!** 専用容器の蓋は閉めたら開閉不可能となるため、回収時に閉める。

(4) 上記廃棄物の(2)非感染性廃棄物は実習に使用した注射器のみバイオハザードマークの表示のある専用の容器に入れ、その他の物は透明ビニール袋に入れ、回収時迄各教室で保管する。

(5) 上記廃棄物の回収時は、容器及びビニール袋に教室名を表示する。

(6) 廃棄物容器及びビニール袋が満杯となった時は、営繕課に報告し、処理方法の指導を受け対応する。

(7) 廃棄物回収は、各教室の廃棄量に応じ、営繕課が業者調整をする。